

平成23年第3回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成23年9月16日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教育長職務代理者	久 保 茂 樹		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	中 野 彰 宏
税務課長	喜 多 君 美 代	住民課長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	北 門 康 幸
会計室長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 決算審査特別委員会委員長報告について
- 日程第 2 文教厚生常任委員会委員長報告について
- 日程第 3 議案第 7 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 8 諸般の報告

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） 皆さんおはようございます。

只今の出席議員10名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1 「決算審査特別委員会委員長報告について」を議題といたします。

去る、6日の本会議において、認定第1号：「平成22年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第9号：「平成22年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの9議案について、決算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会 9番、田中委員長。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 皆さんおはようございます。

前もって、非常に長い報告となりますので、是非、御辛抱してお聞き願いたいと思います。

去る9月6日の本会議によって、決算審査特別委員会に付託されました「認定第1号」「認定第2号」「認定第3号」「認定第4号」「認定第5号」「認定第6号」「認定第7号」「認定第8号」「認定第9号」以上9件につきまして、去る9月8日、12日の2日間にわたり決算特別委員会を開催し、審査いたしました結果を御報告させていただきます。

出席委員は 7 名。そしてオブザーバーとして議長と監査委員を加え、9 名で実施をしております。

本委員会は決算状況について、理事者側から決算書と主要な施策の成果をもとに概要説明を受け、慎重に審査をいたしました。

まず認定第 1 号：平成 22 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は 32 億 1,070 万 2,163 円、歳出総額は 27 億 6,189 万 5,149 円であり、前年度に比べ、歳入は 1 億 1,350 万 637 円 (3.7%) の増加。歳出は 1 億 4,187 万 4,190 円 (4.9%) の減少となっております。

歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた形式収支は、4 億 4,880 万 7,014 円となり、翌年度への繰越明許費繰越額 1,250 万 5,000 円を差し引いた実質収支額では 4 億 3,630 万 2,014 円の大幅な黒字となっております。

歳入では、地方交付税で 6,896 万 5,000 円。県支出金で 3,321 万 5,151 円。繰越金で 2,535 万 2,550 円。町債で 5,350 万円増加し、一方、町税では 281 万 176 円。自動車取得税交付金で 320 万 3,000 円。国庫支出金で 5,310 万 2,357 円。財産収入で 239 万 7,595 円。諸収入で 540 万 7,260 円の減少となっております。

委員からは、軽自動車税の徴収率 85 パーセントとなった理由は。また、4 億 3,000 万円の黒字となっているが、町民税の不納欠損額は 231 万円であり、前年度より増えているのは何故か。に対し、理事者側から、町民税の調定は 91.0 パーセントであり、前年度より 0.6 ポイント下がっている。収入未済額 5,200 万円のうち、昭和 57 年度の 2,000 万円の差し押さえ分も含まれている。今後も県と協力して、差し押さえ等を行っていくと答えております。

固定資産税の不納欠損額、収入未済額が昨年に対し 684 万円も増えているその原因は何か。の質問に対し、理事者側は、現年度分は変わらないが滞納分については、若い夫婦が建売住宅を買ってローンを払えなく破産申告する等の例があった。差し押さえもしているがなかなか入金できないケースもあり、今後も徴収に努力していくと答えております。

また、旧庁舎、旧隣保館、かしの木台南公園等の今後の使い道は。との問いに、旧役場については、南方の自治会と土地について協議をしている。隣保館については、耐震について調べていきたいとし、利用できるのであれば利用したいと答えている。

委員からは、保健センターの 3 階に間借りをしている社協の事務所について、移転等を考えてはと指摘された。かしの木台南公園については、現在、農業関係で発展できるものを計画しており、平成 24 年には明確になると思うと答えている。

また、保育料、住宅使用料の滞納であるが、現年度分が増えており、役場内に徴収対策専門部署の設置も必要ではないかの質問が出されております。

また、資料館、体育館、共同浴場、カルチャーセンターの使用料が軒並み減少しているのは何故か。また、監査委員等の報酬についてどのように考えておられるかの質

間に対し、報酬審議会を早急に設置し、考えていきたいと答えております。

また、防犯灯について、具体化はいつされるかの問いに対し、7月の区長会において、住江、西名阪側道の決定された8基については早急に整備したいと答えている。

また、柿の里団地から笠目に通じる笠目の三差路、小泉苑から小学校や中学校への通学路にあたる南西の入口についても、平成23年度にも予定していると答えております。

また、学童保育や保育園の時間延長について、育成クラブは8時から17時30分まで延長しました。保育園は19時まで見ており、苦情はないと答えております。

また、観光費の質問で、観光ボランティアの窓口が商工会ということについて、交流人口を増やすということで行政の仕事と認識しており、商工会とも二人三脚で進めていきたいと答えております。

また、歴史民俗資料館の管理運営経費について質問が出され、検討していくと答えられております。

また、小集落地区改良事業の残地が相当残されていて、公営住宅、改良住宅について今後益々経費が係ってくると思われそうですが、行政としてどう考えておられるのかに対し、まず処分できる土地は処分をする。全国的な問題でもあり、頭の中に入れながら進めてまいりたい。良い考えがあったら教えていただきたいと答えております。

今後とも地方分権は進展の方向にあると見込まれるものの、改善の方向や具体的内容が不透明な状況に鑑み、事業の実施に当たっては規模の大小や内容を問わず、より明確な予算編成に努められ、事業目的を確実に達成されるよう、一層の努力をされるよう要望いたしました。

以上の結果をもちまして、本委員会は、平成22年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号：平成22年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額7億7,971万5,552円。歳出総額8億4,847万6,725円で、実質収支額では6,876万1,173円の赤字となっております。これは平成23年度予算において繰上充用金をもって補てんされていて、その前年も繰上充用金で補てんされているものであり、それを差し引くと現年度では1,717万6,047円の赤字であります。

前年度の実質赤字額に比べ減少したとはいえ、別に1,278万6,010円を不納欠損処分していることを考えれば、未だ十分に改善されたとは言えません。

今後は、地域住民の相互扶助を根幹とする医療保険制度の健全な維持運営のために、滞納の解消はもとより、地域ぐるみで高齢者の健康維持増進を推進し、医療費の抑制に取り組まれることを期待し、原案どおり認定することに決定されました。

次に認定第3号：平成22年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 171万8,488円。歳出総額 136万6,692円で、実質収支では 35万1,796円の黒字であります。

本特別会計は、後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、過誤等による医療費の請求や拠出金等の精算事務処理のために存続したものであり、平成23年3月31日をもって廃止されたものであり、原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第4号：平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 307万316円。歳出総額 2,295万6,300円で、実質収支額 1,988万5,984円の赤字となっており、平成23年度予算において繰上充用金をもって補てんされております。

現在も滞納が増え続けている状況にあり、今後、資金の回収にはこれまでにない強力な取り組みを行い、負担の公平性を維持するためにも、特に納税者との意思疎通を心がけ、滞納の縮減に努められることを要望し、原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第5号：平成22年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入、歳出総額ともに3億1,788万2,642円であり、実質収支では0円となっております。

歳入、歳出の決算額は、前年度に比べ1億1,038万9,795円(25.8%)の減少となっております。普及率は81.2パーセント、水洗化率は59.4パーセントとなっております。

委員からは、東安堵の水洗化率が低い原因は何故か。小泉苑の下水道工事はどうなっているのか。笠目、新家地区について、斑鳩町との協議はなされているのか等の質問が出されております。

今後とも、早期の完成を目指して事業の展開を期待したいと思います。

整備完了区域については、公共下水道への早期の接続をお願いし、原案どおり認定することに決定いたしました。

次に認定第6号：平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 4億9,547万9,301円、歳出総額 5億707万6,350円であり、実質収支額は 1,159万7,049円の赤字であり、平成23年度予算において繰上充用金をもって補てんされております。

歳入総額は、前年度に比べ 1,503 万 8,779 円 (3.1%) の増加となりましたが、歳出総額も、前年度に比べ 2,220 万 1,875 円 (4.6%) 増加し、その大部分を占めているのは保険給付費であり、前年度に対し 3,122 万 3,781 円 (6.9%) の増加となっております。

委員からは、要支援で国の介護保険を使うか、包括支援センター利用で介護保険外の制度になるのか検討されているが、どう考えるのかに対し、居宅で地域に密着した介護を国に望んでおります。安堵町では介護認定と予防に力を入れていると答えております。

今後とも高齢化の進展により、保険利用者、保険給付費の増加が予想されることから、保険料の適切かつ徹底した徴収の実行と適切な制度運営に努められることを要望し、原案どおり認定すべきものと決定をされております。

また認定第 7 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入、歳出総額ともに 570 万 1,509 円であり、実質収支額では 0 円となっております。

今後、利用者の増加が見込まれるところであり、利用者その人その人に合った適切なケアプランの作成とともに、適切な制度運営に努められることを要望し、原案どおり認定すべきものと決定されました。

次に認定第 8 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 6,624 万 6,553 円、歳出総額 6,611 万 6,553 円であり、実質収支額は 13 万円の黒字となっております。

委員からは、当初から年齢で差別するなど評判の悪い制度であるが、2 年後には新しい制度に移行するとなっているが、未だにはっきりしない。行政側はどういう認識をされているのかに対し、年齢で区別することはおかしい制度だと思う。当初、平成 25 年、現在は平成 26 年に廃止の予定となっております。子どもの扶養に入っているのに保険税が発生するなど、矛盾があると答えております。

審議の結果、原案どおり認定すべきものと決定されました。

最後に認定第 9 号：平成 22 年度安堵町水道事業会計決算の認定についてであります。

事業収益は 1 億 5,644 万 3,031 円に対し、事業費用 1 億 5,011 万 5,834 円で 632 万 7,197 円の黒字を計上しております。前年度繰越利益剰余金 3,424 万 9,167 円を加えますと 4,057 万 6,364 円の利益剰余金を計上しております。

委員からは、利益剰余金があるが職員の圧縮により黒字となっている。職員 3 名と

いうことで敬意を表したい。

また、建物が老朽化しており、建替え等について中・長期的に考えておられるかの質問に対し、現在、浄水場も二十数年経過しており、今後の事業運営について判断を決する時期でもあるので検討していきたいと答えておられます。

さらに、儉約していただくのは良いが、必要なものは是非使っていただきたいとの意見も出され、審議の結果、原案どおり認定すべきものと決定をされました。

以上が、一般会計、7 特別会計、1 事業会計決算の認定についての審査結果であります。

議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

長時間大変ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより認定第1号：「平成22年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第2号：「平成22年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第3号：「平成22年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第4号：「平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第5号：「平成22年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第6号：「平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第7号：「平成22年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) これより認定第8号:「平成22年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長(森田 瞳) これより認定第9号:「平成22年度安堵町水道事業会計決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、挙手によって行います。

認定第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第2 「文教厚生常任委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、6日の本会議において、陳情第1号：「安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書について」を文教厚生常任委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 9番、田中委員長。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） それでは引き続き、文教厚生常任委員長の報告をさせていただきます。

これは、去る9月6日の本会議で付託を受けました、安堵中学校の学校給食再開を求める陳情書について、9月6日本会議の後、午後から全員出席のもと委員会を開催いたしましたので、審査の結果と概要について御報告いたします。

この陳情書は、安堵中学校の学校給食再開を願う保護者代表2名から、252名の署名を添えて議長に提出されたものであります。

委員会で、今回議長にこの陳情書が提出されましたが、町長部局へは陳情書の提出はなかったものの、保護者数名が給食実施の願いに来られていることがわかっております。

また、今、中川教育長が病気休職をされており、教育長の本意を確認できませんでしたが、6月定例議会の一般質問において、教育長が中学校PTAでも給食の実施について検討をしていただくと答弁をしておきながら、未だに検討されていないということがわかっております。

今後において給食を実施するとしましたら、給食室を新設するのか、既存の小学校の給食室を増改築し使用するのか。また、給食業者に配給をしてもらうのかなど、経費を含んだ諸問題について検討していく必要があるという意見が出され。残さずに食べさせる指導が難しい。残飯の増加や処分の問題。給食費の滞納問題など生徒の指導面に関する意見も出されております。

以上が審査の概要であります。

このことから、当委員会として、教育長が病気休職のため直接聴取できなかったこと。給食の実施に係る方法や経費について更なる検討を要する必要があることから、委員会条例第2条第1項第2号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決し、議長に申し入れを行っております。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

議員各位の皆さんの御賛同、どうかよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） それでは、田中委員長、引き続き調査の方よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第3 議案第7号：「平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合施策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは議案第7号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、今月初めの台風の接近によりまして、トーク安堵カルチャーセンター等の玄関におきまして雨漏りがあり、早急に修理する必要がありますので、急遽補正予算を追加上程するものでございます。

これによりまして、歳入歳出それぞれ79万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,360万8,000円といたします。

それでは補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目8. トーク安堵カルチャーセンター管理費におきまして、カルチャーセンターの修繕費といたしまして79万円の増額補正でございます。この財源といたしましては、前ページの6ページですけれども、基金繰入金の79万円を充てさせていただきます。

それでは議案書の方を朗読させていただきます。

議案第7号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり提出する。

平成23年9月16日提出

安堵町長 西本 安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第7号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ79万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,360万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年9月16日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

続きまして2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額5,055万5,000円、補正額79万円、計5,134万5,000円。

歳入合計

補正前の額29億5,281万8,000円、補正額79万円、計29億5,360万8,000円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出

款2. 総務費、項1. 総務管理費

補正前の額2億9,962万9,000円、補正額79万円、計3億41万9,000円。

歳出合計

補正前の額29億5,281万8,000円、補正額79万円、計29億5,360万8,000円。

4ページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

議長(森田 瞳) 質疑はありませんか。

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長(森田 瞳) これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4：「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、平成23年11月17日から18日にかけて、岐阜県高山市と飛騨古川町へまいります。高山市では地域公共交通対策事業として実証運行されている濃飛乗合自動車株式会社へ赴き、安堵町が進めている公共交通対策事業に活かせるよう調査研究を行います。

また飛騨古川町では、灯りの交流として、安堵町から灯芯を仕入れておられる 和ろうそく店「三嶋屋」へ赴き、安堵町歴史民俗資料館が発信する「灯り」、「灯芯」と共通することから、交流人口の増加につながる地域づくり・観光資源の開発等を含めた交流が可能ななどを研究いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付したとおりと決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第5：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員。

8番 山岡 敏 議員。

6番 松田 和代 議員。

2番 浅野 勉 議員。

9番 田中 幹男 議員。

5番 島田 正芳 議員。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分といたします。

議長（森田 瞳） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番、福井保夫でございます。

一般質問の質問事項であります。

私どもが住んでおります旧かしの木台公園、ちょうど住江寄りの今後の利用等についてであります。質問要旨としまして、町所有になったのはいつからか、またどういう経緯でなったのか、また下の部分言いますか、浄化槽ですか、浄化槽を含んだ全体なのか、お聞かせいただきたいと思います。今後の利用について何か案はあるのですか。

昨年の決算特別委員会では山崎理事より、ゲートボール場にという案もあったが、近隣住民の反対があったということですが、その後どうなっていますか。あればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

(古川産業建設課長 登壇)

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

福井議員の御質問に答えさせていただきます。

現在のかしの木台公園の施設につきましては、昭和 61 年度に区画整理事業により設置され帰属を受けております。南側の調整池になっている部分も同時に帰属を受けております。全体としましては、平成 17 年 8 月には公共下水道への切り替えの際に、不要となった浄化槽敷地を伊藤忠不動産の申し出により寄附を受け、公園の拡大をし、平成 19 年 4 月に現在の公園として完成いたしました。

施設利用としましては、ゲートボール場等の軽スポーツ施設の案もありましたが、現在検討しておりますのは、広く町民の方にも利用していただける安堵町の特産物の生産の開発など、将来にわたり農業振興のための施設として、活用してまいりたく考えております。

以上でございます。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 色々な意見というか、聞いておまして、先程言いました下の浄化槽の部分も含めて町側が変わったんですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 調整池になっている部分も、当時に帰属を受けて公園として貰っております。以上です。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 下も含めて町側ということで理解して良いですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） はい、そういうことです。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 平成19年からと言われましたが、その間かなり経ってますが、前町長の時にスポーツ施設とかそういう案だったということなんですが、本当に進める気でおられたんですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 19年4月に完成以降、いろんな検討もされた中で今に至ってるわけですが、来年度に向けまして、今申しましたような農業振興の一部となるような施設ということで、具体的に検討はかなり進んでおるところでございます。以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 今、土を入れられておりますが、かなり整地され綺麗になっております。それと同時に柵のすぐ外の草、これがかなりいつも生えてきて、いつもあれは年に2回刈られると思うんですけど、今後やはりかなり手入れをしていただきたいと思います。私、今自治会長もしてますが、やっぱり犬の散歩、ウォーキングをされる方からかなり苦情がきます。「これはいつ刈ってくれるんか」とか、そういうこともかなりあります。それと浄化槽というか下の部分のところに、ゴミ捨て場みたいに今かなりなってます。いろんなゴミ、また木も生えてます。かなり伸びてます。そういう処理も見た目、柵がちょっと高いんでゴミを捨てる方も少ないと思うんですが、やはりそういうところを汚くしてますと、また次の人がほかしたりしていくと思いますので、まあそういう管理も含め、きちっとしていただきたいと思います。

また、さっきの土の件ですが、やはりかなり位置が高いので、ちょうど土を入れられた時に、今はちょっと止まっていますが、臭いがすると、ちょうど顔の高さ位になる

ので、違う土が来たのでちょっと近隣の人からの苦情もありました。まあ地面で上からこう見れば臭いもあれと思うんですけど、ちょうど顔の高さになりますのでその辺もちょっと、まあ慣れればあれとは思うんですけどね。で、この件につきまして今後進んでいくと思うんですけど。この前も決算審査特別委員会で議長から言われてたように、総務産業建設常任委員会がありますので、そちらの方でやはりかなり検討していただいて、色々な協議もしていただきたいと思います。松本委員長、またよろしくお願ひいたします。

で、まあいろんな意味で今後、町長も代わられ一新されておられます。透明かつ明確な地方行政を進めていくことをお願ひして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（森田 瞳） これで、10番、福井議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて8番、山岡議員の一般質問を許します。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8番（山岡 敏） 8番、山岡 敏でございます。

私の質問は、まあ大雨等による大災害に備えた浸水対策の貯水池ですね。これの施設をどのように設けられるのか、またそういう考えがおありなのか、そういう点について自席において質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 山岡議員の御質問に答えさせていただきます。

現在安堵町には、安堵小学校他3箇所の公共施設に貯留浸透施設と下池の他3箇所

の溜池に流域貯留施設、かしの木台団地他 1 箇所が開発による調整池があります。

降雨時に雨水の流出を抑制する一定の施設は設置しておりますが、解決には現在至っておりません。

以上でございます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 今、古川課長より回答いただきました。

まず始めにですね、6 月議会で隣保館の水路のところに子どもが落ちると。児童が登校中に落ちるということで一般質問させていただき、改善を要望したところ、もう既に頑丈な形の改善をしていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは本文に入らせていただきます。

まあ、御存知のように大雨等がですね、全国あちこちで起こっております。地盤沈殿では、この前の台風 12 号によって、地元である同じ奈良県に大きな被害を被っております。これらを考えますとですね、安堵町においても、以前、昭和 57 年でしたかね。台風の低気圧によりですね。窪田地区、笠目地区ですね。ここらが浸水した経緯がございます。当然王寺の方も浸かった模様でございますけれども。まあ後程、王寺町のこの雨水対策についての報告をさせていただきますけれども、今現在うちとしてこの雨水対策、勿論、4 箇所についても調査させてもらいましたけれども。行政側として、相当これ難しい問題だということは良く承知しておるんですけれども。設ける考えをちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 57 年災の折には、岡崎川が合流する富雄川本線の大和川との高さとの関係でバックゲートが閉まり、それが原因として溢水したということが原因であります。バックゲートが閉まった後の岡崎川の越流対策につきましては、大変な流量にもなりますし、根本的な対策には多額の費用や用地が必要となってきます。それです、上流での対策を含めた、実現に向けての方策を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 今、古川課長がおっしゃっていただいたようにですね。安堵町というのは、決壊だけじゃなくって、大和川が先程おっしゃったように増水、富雄川が増水されればですね水門が閉じられるという。これはまあ、私も 23 年程安堵町に住んでるんですけれども、そういう事案というのはまだ、この前の 57 年とそれ以後にあったか否かというのはちょっと定かじゃないんですけれども。まあ今後、ああいうような地域においてですね、局地的な豪雨が来た時に、当然岡崎川は水門閉じられてしまうと。当然、そうすると行き場所が無くなる。そうすると、窪田、笠目地区が当然水に浸かっていく。その量によってはもっとこっちまで来るだろうと。で、安堵町のマップを見ましてもですね、もし大雨が降ったときには、ほとんどこの県庁若しくは、県庁じゃなくて町庁ですね、それが町庁舎からちょっと東から南方の方と、ぐらが残る程度でほとんど水に浸かってしまうというような事案もございます。でこの貯水池っていうんですか。非常にこれはもう財産的な問題も、また地域の土地の問題と、非常にこれは難しい問題があるかと思えます。これはもう長期的な計画を立ててもらってですね、どのような形で、別に貯水池でなくても結構です。要は水をどうして大和川なり、富雄川なりに放り出すというんですか、吐き出すというような形。そうしないといつまでもこれ流れてきますから。それと先程おっしゃったように、うちはわずかな川ですけれども、まあほとんど大和郡山の方から流れている水っていうんかね。それらも含めてちょっと対策を練っていただきたいと。それらについての考えで結構ですからよろしくをお願いします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川課長、今のお答えやけども、山岡議員が今おっしゃってた、水、要するに嵩増して大和川に放流する、ポンプアップでもするというような方法が可能かどうかということから答弁してください。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） バックゲートが閉まりまして、後は岡崎川の上流から流れてくる水が溜まる一方だという状況の中で、その水を大和川本線にポンプアップなりで放流できないかということなんですけれども。現在、そういう形での施策というのは、大和川事務所自体が認めない方向だということを伺っております。それと、先程議員から

御質問ありました、上流を含めた大和郡山市との関連の中では、本年1月26日に、浸水常襲地域岡崎川流域における流域対策推進協議会というものが発足し、メンバーにおきましては、地方整備局、大和川河川事務所、大和郡山市、安堵町、奈良県農林部、土木部という構成メンバーで、岡崎川流域全体として、雨水の流出の抑制を図っていかうという協議会が立ち上がりまして、できることから進めていかうというような形で進んでおります。

以上でございます。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8番（山岡 敏） 議長、フォローしていただいてありがとうございます。

まあ僕の言いたいのは、これはもうなかなか難しい問題なんですね。町でやるということは僕はもう多分不可能だろうと。ただ、町としてもただ見てるだけじゃなくて、やはり県なり、国をですねやはり動かして、これは多分、施設等そういう貯水池という形を設けるならば補助金も出してもらえるであろうと。しかしなかなか、僕は大きな問題だろうけれどもね、色々と検討していただいて、長期にわたってですね、動いてもらわないと、町だけでは僕は不可能に近いと思いますので、できるだけ県とか国を動かしてですね、やってもらいたい。これはまあ、町長になられた西本町長もやはり最初のマニフェストに、安全な豊かな町づくりを目指してということもおっしゃっていただいておりますので、やはり大水害に備えての対策も御検討願いたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせてもらいます。

議長（森田 瞳） これで、8番、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて6番、松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

（松田議員 登壇）

6 番（松田和代） 6 番、松田和代でございます。

町道拡張のために買収した用地について 5 点、お尋ねいたします。

まず 1 つ目として、分筆登記はどのようになっていますか。

2 つ目として、未登記物件がありますか。あれば何筆ですか。

3 つ目として、買収した土地が農地の場合、農業委員会に届出はしておりますか。

4 つ目として、大和平野への脱退金はどのようになっていますか。

5 つ目として、税務課への届はされておりますか。

以上についてお尋ねいたします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 松田議員の質問に答えさせていただきます。

まず、質問の 1 番と 2 番ですが、道路拡張による分筆登記の件は、近年実施した事業分につきましては登記済みではございますが、古くからある町道の中には未登記の物件が約 90 筆程ございます。

3 番の買収する土地が農地の場合の農業委員会への届出の件につきましては、現在、用地の買収時に農業委員会に対し届けております。

4 番の大和平野への脱退金については、買収後に精算を行っております。

5 番の税務課への届出につきましては、毎年 10 月頃に買収地の報告をしております。また、税務署への提出につきましても、買収前に土地収用法第 3 条及び租税特別措置法施行規則第 14 条の規定により、税務署と協議を行っております。そして、未登記の物件の所有権移転につきましては、所有者の世代交代や売買等によって所有者が変わっている場合もありますので、できるだけ早い時期に所有権移転等の登記処理を行い、町有財産として管理してまいりたいと考えております。

以上です。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

6 番（松田和代） 1 番、2 番の質問については時間も費用も掛かるとは思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） これで、6番、松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 只今 11 時 03 分です。11 時 15 分迄休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 03 分

午前 11 時 15 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。
続いて 2 番、浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2 番（浅野 勉） 議席番号 2 番の浅野勉でございます。

今回は 2 項目につきまして質問を申し上げます。

まず小泉苑への進入道路の幅員拡張の改修工事についてということをお願いしたい
と思います。

小泉苑タウンミーティングの際に、小泉苑住民から要望いたしました案件でござい
ます。小泉苑住民が日々通行する大和郡山市方面からの進入道路の幅員が狭く、自動
車同士のすれ違いも困難をきたし、すれ違いざまの接触事故等も起こっております。

当該の道路は、大和郡山市の市道ではありますが、小泉苑内には大和郡山市の住民
も共に住居を構えております。住民の生活用道路として、また、緊急用自動車の唯一
の進入路でありますので、早期の改修に向けて御尽力をお願いいたしたく思います。

なお、この件につきましては、町担当課から大和郡山市に対して要望をされている
と伺っておりますが、その後の折衝等の進捗状況につきましての御回答をよろしくお
願いいたします。

2 点目につきまして、小泉苑 40 年来の、これは困難な状況にあることなんですけれども、小泉苑の溢水問題についてお願いしたいと思います。

6 月の定例議会におきまして、コンサルタントの調査報告について御回答いただき、ありがとうございます。コンサルタントの改善案につきましては、改修費用や実施方法に多くの課題があるように思われております。

小泉苑住民の 40 数年来にわたる生活圏を早期に補償するため、6 月以降から実現可能な対策につきまして御検討をされておられましたら、御回答をお願いいたしたく思います。

先日の 12 号の台風の際には、20 センチを超える溢水がありました箇所もあったことも併せて御報告いたします。

なお、小泉苑には西方向と南方向に大きな溜池を隣接しております。苑内の溢水時に緊急避難対策として、ポンプアップによる放流ができますように、今後、町内水利組合等への御協議等への御尽力もお願いいたしたく思います。

以上、一般質問お願いいたします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 浅野議員の御質問に答えさせていただきます。

まず 1 問目の件につきまして、回答させていただきます。

昨年 12 月のタウンミーティングの要望を受け、本年 1 月に大和郡山市管理課に対し、地域住民の困窮されている状況を訴え、改良の要望書を提出させていただきました。

その後、大和郡山市管理課と調整させていただいた結果、平成 23 年度によりまして一部工事着手し、平成 24 年度には完了する予定だと返事をいただいております。早い対応をしていただいたと感謝しております。工事が始まりましたら、何かと御迷惑等をお掛けするとは思いますが、御協力の方お願いしたいと思います。

続きまして 2 つ目の質問の回答をさせていただきます。

その後の対応としましては、コンサルタントの報告による対策につきましては、すぐに対応できない難しい課題があり、早急に実現できませんが、今年度内には団地内の側溝の改良等の対策を行い、冠水の緩和を少しでも図っていきたくと考えております。

もう 1 つ、浅野議員より提案いただきました小泉苑横の溜池へのポンプアップによる雨水の放流につきましては、有効な対策だとは考えておりますが、水利権者とかいんな関係もありますので、今後検討していきたくと考えております。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

2番（浅野 勉） ありがとうございます。

まず側溝についてですけれども、側溝の泥上げ等は、小泉苑住民の奉仕作業によりまして実施しております。でも、完全に処理できるということが難しいところもございますので、バキュームやジェット水流によるヘドロの除去につきましても併せて御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと先程出ましたように、ポンプアップ等、是非御検討の方お願ひしたいと思ひます。それとこれはもう常時大雨につきまして冠水する箇所が随分ありますので、もしできましたら、路面の嵩上げ等、20センチでも路面を嵩上げしていただきましたら、その辺の住民さんも通行が助かるのではないかなと思ひますので、検討できるものがありましたらその検討もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

今後とも、住民の安全のため、御尽力等よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 課長、それ回答はよろしいですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 今、数件ほどおっしゃっていただきました対策等につきましては、十分に検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） これで、2番、浅野議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて9番、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男でございます。

私は 2 点にわたって質問をしたいと思えます。

1 つ目は、乳幼児の医療費の助成制度の拡充についてであります。

今日現在、奈良県では 39 市町村があるわけですが、20 市町村が奈良県の枠を超えて拡大実施をしております。今年に入っても、奈良市では通院を小学校卒業まで、入院を中卒まで拡充をしております。また南部の吉野町では、入院、通院とも中卒まで拡充が 8 月からされております。御多分に漏れず安堵町でも少子高齢化社会となっており、今人口は 7,800 人台に落ちております。これは一重に、安堵町に私は魅力がないからだと思っております。まあ一つには、交通網の整備の問題もあるだろうと思えますけども。この乳幼児医療費無料化もその一つになろうかと思えます。人口減を食い止める施策が必要だろうというふうに思っております。

まあ近々では、斑鳩町が今年の 4 月から中卒まで入院、通院とも完全無料化しております。やっぱり安堵町と斑鳩町で比べられたら、私は率直に言って、斑鳩町に住むという判断をするのはやむを得ないことだろうというふうに思えます。まあ、お金も掛かる施策ではありますが、是非検討の課題の一つに挙げていただきたい。率直に検討をお願いしたいという気持ち、私の偽ざる気持ちであります。

2 つ目は、住居表示の変更についてであります。

私も、特に選挙の時なんか葉書を出すわけですけども、相当返ってくるんですよこれ。地図の上で住所の数字から調べると本当に分かんない。何だこんなところにあるんじゃないかって住居表示があるわけですよ。今安堵町の住居表示で分かりやすいのは、かしの木台だけあります。東安堵に至っては、まあ数字から見りゃ段々分かってきましたけれども、それでも全部何処にあるのかってのははっきり見えません。やっぱりこれから新しい町づくりとかいうことを考えた場合、必ずこれは検討課題になる一つだというふうに私は思えます。簡単に言えば、ああいう新興住宅なんかは団地名で表示してもらえば一番簡単なわけあります。旧村でも東安堵、西安堵、窪田、笠目、広すぎて分かりません。一度是非ですね検討の課題に挙げていただきたいというふうに思えます。

以上です。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。

この乳幼児医療助成制度の拡充については、堀口住民課長の方からよろしく願いいたします。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 住民課、堀口でございます。よろしく申し上げます。

田中議員におかれましては、いつも乳幼児医療費助成制度、お気遣いいただきまして誠にありがとうございます。議員仰せの、奈良市吉野町等につきましては、私もその実態を把握いたしております。ただ、助成の拡充が 20 市町村に及んでおりますのは、入院に限ってございまして、通院につきましては 13 市町村に留まっております。

また、本町が本年度より実施いたしました所得制限の撤廃は 30 市町村でございます。生駒郡内を見ましても、斑鳩町は別として、三郷町が入院に限り小学校卒業まで拡充をされておりますが、その他の制度は県の基準でございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 今、課長の方から詳しく説明があったわけですが、山間部を見るとね。十津川とか、下北山がこれ県と同じ基準なんですけど、他の村は全部中学卒業までなんです。これはどんなふうに捉えるんでしょうかね、ちょっとお聞きしたいと思えます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） ただ、一概に乳幼児医療の無料化枠を拡大した場合に、それが即、住みよい町につながるかということには若干の不安がございます。更にまた、拡充されている市町村につきましては、あくまでもその財政面におきまして将来的にも、継続的、恒久的にこの拡充制度が続けていけるものと判断されておると思っております。いずれにいたしましても、西本町長が提唱されております安心・安全な町づくり。また定住人口の増加に向けて避けては通れないものと認識はいたしております。また、平成 22 年度決算におきまして、一般会計御存知のとおり黒字を出しております。ただこれは 22 年度に限ってのことであり、今後は基金の取り崩し等も視野に入れるべきでございますし、実質自主財源も目減りしてきております。恒久的な助成制度の拡充は、こうした財政事情等のからみもございますので、将来的な展望の下に検討すべきであ

ると考えております。先般の3月定例会で私が第一歩を踏み出してという言葉を使わせていただいて、所得制限の撤廃をさせていただきました。その次に、第二歩目をどのようにするか、今後、鋭意精査、検討を重ねてまいりたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 今、課長から避けて通れない課題の一つだという発言もされております。私は、やっぱり半分の自治体で拡大をやっているわけね。特に入院についてはね。今、ついには13自治体だというふうに言われましたけど。だけどやっぱり、これから本当に安堵町の町づくりを考えようとするならばね、予算的にはおそらく2千万円くらいは掛かるのかなというふうには思いますけども。是非必要な施策だというふうには私は思っておりますので、斑鳩町で中学校卒業まで今年の4月より実施をしておるといことなんで、中卒までとは言いませんから、小学校卒業までせめてやろうという気持ちになってほしいなというふうに思ってるわけです。その辺についてはいかがでしょうか。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 私の心情を吐露させていただければ、正しく田中議員のおっしゃるとおりだと思います。ただそれが本当に少子化改善に直接的につながってくるのか、またいろんな場面で、いろんな方向から考えていく検討すべき課題であると思っております。先程も使いましたが、ほんとにこれは避けては通れない問題であると認識しております。第二歩目をいかに早く、いかに充実したものにするか、今度検討の時間をいただきたいと思っております。

以上です。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 是非、前向きに検討していただきたいと思うんです。やっぱり、今人口

減っているのを食い止めるの本当に大変ですよ、はっきり言いまして。これ、無策じゃどんどん減っていくと思いますよ、私は。時間ていうのは早いですからね、どんどん経っていくんです。やっぱり、どんどんそういう手を打っていかないと。

町長が就任してからもう一年経っているわけよね、これははっきり言いまして。時間で経つの早いんですよ。ですから今検討したって、おそらく1年も、2年もということになるわけだから、普通には。是非、検討することは決して悪いことじゃありませんので、是非研究課題にのせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、住居表示の問題であります。こんなに分かりにくい番地は無いですね、この辺ははっきり言いまして。わかりませんよ。よっぽど詳しい郵便配達でも慣れていない人は配れないんじゃないかというふうに私は思うわけですけども。ほんまにわかんないですよ、ほんとに。これは、やっぱり基本的にはね、当然、直すメリットとね、それに掛かる費用の問題があるかと思ひます。

私は将来的には当然これも考えていく課題の一つではなかろうかと思ひております。是非、誰でもわかるというかね。かしの木台は簡単ですよ、1丁目、2丁目に分けておられますのですぐ分かります。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

一応ここで、この辺のこの質問について回答いただきます。

9番（田中幹男） よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） はい。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 田中議員の御質問に答えさせていただきます。

住居表示の変更につきましては、田中議員が例に挙げられましたかしの木台団地の住居表示は、開発当時に法に基づく土地区画整理事業により換地処分され現在の形となっております。御質問のその他の地域につきましては、現状におきまして住所が分かりにくいために郵便物が届けにくいとか、緊急車輛の到達が遅れる等の問題が発生しているかなどの関係各所に確認いたしましたところ、特に問題はないとの返事をいただいております。また、五ヶ村における大字においては、それぞれの地名に愛着が深く画一的な方法には相当抵抗があるように思われます。今後、大きな障害が発生するような状況に至るようであれば、検討をさせていただくということと、現在のとこ

ろは住居表示の変更は行わない考えですので、御理解いただきたく存じます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私は、若草の里団地というところに住んでおるんですが、同じ団地の中で西安堵と東安堵が真っ二つに分かれてるわけですね。100 世帯くらいしかないちっちゃな団地のわりにはそんな住居表示が、柿の里も同じであります。これはどういう経過でそうなったか分かりませんが、私は非常に不便ですよ、これははっきり言います。同じ団地でも調べる時に大変なんです。番地が東安堵の千八百何十番地とか、こんな番地になるわけ。ですからこういうことも含めて是非、検討の課題の一つに挙げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（森田 瞳） 西本町長。御回答ございますか。あればどうぞ。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） どうぞ。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 特に、2 問目の住居表示の件でございます。かしの木台は、土地区画整理事業という方に基づく換地処分によって上下とも整理をされております。その他の開発は、土地区画整備事業ではなしに、単なる住宅開発ということですので、底地の件については、法による処理はされておられません。これを今後やっつけようとするれば、住居整理というもう一度整理する手法がございます。ただこれは地元の方々の大きなパーセンテージの同意等が必要で、相当な作業が伴います。なかなか前に行かないのはそういう点でございます。

それと安堵町は、旧五ヶ村からなる元々の集合体でございます。かなり歴史の古いところで、私も窪田というところにおります。それぞれの地域には、歴史的な経過もございます。これを画一的にやるということについては相当地域住民の理解が必要かと思っております。今、課長が申しあげましたのは、されとて、大きな支障が出るということであれば、断行せざるを得ないと思っておりますが、今のところそこまでの大きな支障とかは出ていないという判断をしておりますので、今しばらく現状の形態で行かせてい

ただきたいと考えているところでございます。御理解をお願いいたします。
以上でございます。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） これで、9番 田中 議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて5番、島田議員の一般質問を許します。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

議長（森田 瞳） 島田議員ちょっと恐れ入ります。質問書の中で安堵郡山西スマートインターチェンジという名称がございますけども、これ町長、決定したんですか。

町長（西本安博） まだ、あくまでも仮称です。

議長（森田 瞳） あくまでも仮称ということで、どうぞ。

5番（島田正芳） 5番、島田正芳でございます。2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、今現在仮称ですけども、安堵郡山西スマートインターチェンジの工事に伴う道路工事について質問させていただきます。

4点ほど問題点があると思われまますので、町として県土木事務所への働きかけをしていただきたいと思います。

まず①点目、今北橋西側において、町道より県道を右折しようとするときに、今北橋の南側の欄干が高いため、見通しが悪い。

②点目、その時、正面北側のカーブミラーが小さくて見づらい。

③点目、今北橋東側の道路が変則的な縦断勾配になっております。

④点目、古池西側の町道と県道交差点の横断部に、農耕車横断注意等の警告標識の設置が必要ではないかと思われまます。

2点目、町道の認定について

岡崎立石地区で大和平野土地改良区において整備された道路等がありますが、建築基準法上は大和平野土地改良区の道路だけでは、道路としての扱いにはなりません。

そこで、この道路は建築基準法上道路となるように町道として認定されているのでしょうか。

以上です。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 島田議員の御質問に答えさせていただきます。

まず1点目の質問です。スマートインターチェンジの建設につきましては、奈良県土木部と西日本高速道路の両者が平成23年度に市道大和中央道より東側の工事を行い、平成24年4月に西側安堵町区域の工事が始まります。完成予定は、名古屋側ON・OFFランプのみ平成24年6月暫定供用予定であります。大阪ON・OFFランプを含めた本格供用は平成26年3月の予定でございます。島田議員の御質問の①の今北橋への町道の取り合いにつきましては、西日本高速道路が担当区域でございますので、西日本高速道路に対し、協議、要望をさせていただきます。②つ目のカーブミラーが小さくて見づらいという件につきましては、設置者が安堵町でございますので、検討させていただきます。③つ目の今北橋東詰めの道路が変則的な縦断勾配になっているという件ですが、この施工者は奈良県でございますので、郡山土木と協議を行います。

④番目の古池西側の町道を北進する県道交差点の横断部に警戒標識をとということでございますが、この件につきましても担当区域が郡山土木ですので協議、要望をしてみたいと思います。

2つ目の御質問の町道の認定の件でございますが、おっしゃっております部分は、町道岡崎3号線というところでございまして、底地の所有者は安堵町と大和平野土地改良区ということになっております。安堵町が大和平野土地改良区より占用を受け、法的にも町道として認定、管理を行っております。よく似た事例としましては、大和川の堤防道路のように、堤防自体は国土交通省のものでありますが、堤防部分の上面を占用を受け、町道として認定、管理を行っているところでございます。

以上でございます。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

5番（島田正芳） スマートインターについては、問題点が解決できますように県土木事務

所へ働きかけていただきたいと思います。

②の町道認定については、他の地区においても、同じように認定されていないようなことがありましたら、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） これでよろしいですか。

議長（森田 瞳） これで、5番、島田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第6：「文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

文教厚生常任委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

議長（森田 瞳） 日程第7：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第 68 条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 日程第 8：「諸般の報告」を行います。

議会から報告がございます。

去る 7 月 15 日に王寺町への議員派遣をいたしました結果について、山岡副議長から報告していただきます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡副議長、御登壇ください。

（山岡副議長 登壇）

8 番（山岡 敏） 議員報告書

平成 23 年 8 月 25 日提出。

安堵町議会議長 森田 瞳殿、安堵町議会議員副議長 山岡 敏。

安堵町議会において、下記のとおり議員派遣先進視察研修を実施いたしましたので、報告いたします。

記

視察年月日 平成 23 年 7 月 15 日

派遣議員 森田議員、浅野議員、植田議員、中本議員、島田議員、松田議員、

山岡議員、田中議員、福井議員。

随行者 西本町長、古川建設課長、北門下水道課長。
近藤局長、吉川書記。

研修内容 北葛城郡王寺町
・王寺町の治水対策について
・久度第2雨水貯留池について

交通手段 奈良交通バス（東安堵～JR法隆寺）乗車視察及び
JR（法隆寺～王寺）

議員研修報告をさせていただきます。

去る7月15日、大雨による大災害に備え、王寺町の治水対策について施設を研修してきたことについて報告します。

大和川は西日本の経済、文化の中心である大都市大阪と、県内の86パーセントの人口が集中する奈良盆地を流域に持ち、ひとたび、台風や豪雨を受ければ寛大な被害が発生する危険性をもっています。

皆さんも御存知のとおり、昭和57年8月に台風と低気圧により、安堵町内に大きな被害をもたらしたことは、皆様の記憶に残る新しい出来事であります。これらに対応するため、今回、治水対策の一環として、王寺町が取り組まれた久度第2貯水池を研修させてもらいました。安堵町においても必要な施設であります。大和川が増水すれば岡崎川の笠目地区にある水門が閉じられます。こうなれば、窪田地区、笠目地区が被害に遭うことは間違いないと思われます。そのためにも、治水池は必要であります。土地の問題、安堵町財政の問題等解決することが大きいですが、住民の安全を考えると絶対に必要な施設であることを痛感した次第であります。行政もよく検討していただきたいと思ひます。

議会議員におかれましても、行政側と相談、検討していく必要があるとの思いを持ち、報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） 次に、寺前理事から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

理事（寺前高見） はい、議長。

議長（森田 瞳） 寺前理事。

理事（寺前高見） 総務部門理事の寺前でございます。
行政より議員各位に御報告させていただきます。

この度、安堵町出身の画家、増井 清氏より作品の寄贈の申し出があり、謹んでお受けいたしました。増井 清氏はお手元に配付させていただいております略歴のとおり、洋画一水会の会員といたしまして活躍され、特に人物画において、日展にも連続入選されております。また、増井氏は窪田大字で長年区長をされておりました増井峯雄氏の実弟であり、生まれ育った安堵町に思いを寄せられ、この度画家として筆を置くに当たり、代表作品 4 点の寄贈を申し出られました。寄贈を受けました作品につきましては、11 月に開催予定の町文化祭において、増井 清作品の特別展示を考えております。

なお、今後につきましては、より多くの皆様に御披露できますよう努めることを、本議会において御報告させていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで諸般の報告を終わります。

.....

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 3 回安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

.....

午後 11 時 53 分

.....